

『三国遺事』訳註 (八)

新羅史研究会

凡例

一、本稿は一然撰『三国遺事』の原文、読み下し文、口語訳および註であり、底本には学東叢書本『三国遺事』（学習院東洋文化研究所刊、一九六四年）を用いた。

一、原文は旧漢字を用い、句読点を施した。また底本の文字を改めた場合は、その文字に数字①②③…を付して原文のあとに異同を記した。校訂に際しては、韓国古典叢書本（民族文化推進会刊、一九七三年）および晩松文庫本（高麗大学中央図書館刊、一九八三年）と校合し、その他の活字本等を参照した。なお内容によって文を適当な段落に区切り、割註は（ ）で示した。

一、読み下し文は旧漢字・新かなづかいを用いた。

一、口語訳は新漢字・新かなづかいを用い、訳出にあたって補った文は（ ）で示した。

一、註は口語訳の文中に数字（1）（2）（3）…を付し、文末に一括した。なお参考文献等の提示は必要最小限にとどめた。

一、『三国遺事』は王曆と紀異篇以下の本文とからなるが、さしあたり

第一巻紀異篇から訳出を開始する。

一、本稿は新羅史研究会（代表武田幸男）における共同研究の成果である。研究会参加者が分担して訳註の原案を提示し、全体の討議を経て原稿を作成した。

第四脱解王

〔原文〕

第四脱解王

脱解齒叱今（二作吐解尼師今）、南解王時（古本云壬寅年至者、謬矣。近則後於弩禮即位之初、無爭讓之事。前則在於赫居之世。故知壬寅非也）、駕洛國海中有船來泊。其國首露王與臣民鼓譟而迎、將欲留之。而舡乃飛走、至於雞林東下西知村阿珍浦（今有上西知・下西知村名）。時浦邊有一嫗、名阿珍義先。乃赫居王之海尺之母。望之謂曰、此海中元無石崑。何因鵲集而鳴。擘舡尋之、鵲集一舡上、舡中有一櫃子、長二十

尺、廣十三尺。曳其船、置於一樹林下。而未知凶乎吉乎、向天而誓爾。俄而乃開見、有端正男子。并七寶奴婢滿載其中。供給七日、迺言曰、我本龍城國人（亦云正明國、或云琬夏國。琬夏或作花廈國。龍城在倭東北一千里）。我國嘗有二十八龍王。從人胎而生、自五歲六歲繼登王位、教萬民修正性命。而有八品姓骨。然無揀擇、皆登大位。時我父王含達婆積女國女王爲妃、久無子胤。禱祀求息、七年後產一大卵。於是大王會問群臣、人而生卵、古今未有。殆非吉祥。乃造檀置我、并七寶奴婢載於舩中、浮海。而祝曰、任到有緣之地、立國成家。便有赤龍護舩而至此矣。言訖、其童子曳杖率二奴、登吐含山上、作石塚。留七日、望城中可居之地、見一峯如三日月、勢可久之地。乃下尋之、即瓠公宅也。乃設詭計、潛埋礪炭於其側。詰朝至門云、此是吾祖代家屋。瓠公云否。爭訟不決、乃告于官。官曰、以何驗是汝家。童曰、我本治匠。乍出隣鄉、而人取居之。請掘地檢看。從之、果得礪炭。乃取而居焉。時南解王知脫解是智人、以長公主妻之。是爲阿尼夫人。一日吐解登東岳。廻程次、令白衣索水飲之。白衣汲水、中路先嘗而進、其角盃貼於口不解。因而嘖之。白衣誓曰、爾後若近遙不敢先嘗、然後乃解。自此白衣讐服、不敢欺罔。今東岳中有井。俗云遙乃井是也。

及弩禮王崩、以光虎帝中元六年丁巳六月、乃登王位。以昔是吾家、取他人家。故因姓昔氏。或云、因鵲開檀、故去鳥字、姓昔氏。解檀脫卵而生。故因名脫解。在位二十三年、建初四年己卯崩、葬疏川丘中。後有神詔、慎埋葬我骨。其髑髏周三尺二寸、身骨長九尺七寸。齒凝如一、骨節皆連瑣。所謂天下無敵力士之骨。碎爲塑像、安闕內。神又報云、我骨置於東岳。故令安之。（二云、崩後二十七世文虎王代、調露二年庚辰三月

十五日辛酉夜、見夢於太宗。有老人貌甚威猛曰、我是脫解也。拔我骨於疏川丘、塑像安於工含山。王從其言。故至今國祀不絕。即東岳神也云。）

①【檀】底本は横（へびのき）につくるが、それでは意味をなさない。

『三國史記』には檀（はこ）とあるので、檀を横に誤ったものと思われる（口語訳註1参照）。以下、同じ。

②【廈】底本は厦につくる。

③【揀】底本は棟につくる。

④【治】底本は治につくる。

⑤【焉】底本は爲につくる。

⑥【己】底本は已につくる。

「読み下し文」

第四脱解王

脱解齒叱今（一に吐解尼師今に作る）、南解王の時（古本に壬寅年に至るといふは、謬りなり。近くは則ち弩禮即位の初めより後れ、争讓の事無し。前は則ち赫居の世に在り。故に壬寅の非なるを知るなり）、駕洛國の海中に船の來たりて泊まる有り。其の國の首露王、臣民と與に鼓謀して迎え、將に之を留めんと欲す。而るに舩、乃ち飛走し、雞林の東、下西知村の阿珍浦（今、上西知・下西知村の名有り）に至る。時に浦邊に一嫗の、阿珍義先と名づくる有り。乃ち赫居王の海尺の母なり。之を望みて謂いて曰く、

此の海中に元と石崑無し。何に因りてか鵲の集りて鳴くや。

と。舩を拏りて之を尋ぬるに、鵲、一舩の上に集まり、舩中に一檀子の、

長さ二十尺、廣さ十三尺なる有り。其の船を曳きて、一樹林の下に置く。而れども未だ凶なるか吉なるかを知らず、天に向かいて誓う爾。俄にして乃ち開き見るに、端正なる男子有り。並びに七寶・奴婢、其の中に滿載す。供給すること七日、迺ち言いて曰く、

我、本と龍城國人なり(亦、正明國と云い、或いは琯夏國と云う。琯夏、或いは花廈國に作る。龍城は倭の東北二千里に在り)。我が國、嘗て二十八龍王有り。人の胎從りして生まれ、五歳・六歳自り繼ぎて王位に登り、萬民を教して性命を修正す。而して八品の姓骨有り。然れども揀擇すること無く、皆大位に登る。時に我が父王舎達婆、積女國王の女を娉して妃と爲せるも、久しく子胤無し。禱祀して息を求むるに、七年の後に一大卵を産む。是に於いて大王、群臣に會問するに、

人にして卵を生むこと、古今未だ有らず。殆ど吉祥にあらず。とし、乃ち櫃はこを造りて我を置き、並びに七寶・奴婢もて舩中に載せ、海に浮かぶ。而して祝いて曰く、

有縁の地に到るに任せ、國を立て家を成せ。と。便ち赤龍の舩を護る有りて此に至れり。

と。言い訖るや、其の童子、杖を曳きて二奴を率い、吐含山上に登りて石塚を作る。留まること七日、城中居すべきの地を望むに、一峯、三日月の如くにして、勢い久しかるべきの地を見る。乃ち下りて之を尋ぬれば、即ち瓠公の宅なり。乃ち詭計を設けて、潜かに礪・炭を其の側に埋くづむ。詰朝きつちよう、門に至りて云う、

此れは是れ、吾が祖代よよの家屋なり。

と。瓠公云う、

否しからず。

と。争訟決せず、乃ち官に告ぐ。官曰く、

何を以つて是れを汝の家と驗するか。

と。童曰く、

我れ本と治匠ちぢやうなり。乍ち隣郷たちまに出で、而して人の取りて之に居す。請う、地を堀りて檢看せんことを。

と。之に従うに、果して礪・炭を得。乃ち取りて焉に居す。時に南解王、脱解の是れ智人なるを知り、長公主を以て之に妻めあわす。是れ阿尼夫人爲り。一日、吐解、東岳に登る。廻程かいていの次いで、白衣をして水を索めしめ之を飲まんとす。白衣、水を汲み、中路に先ず嘗めて進めんとするに、其の角盃、口に貼くいて解けず。因りて之を嘔む。白衣誓いて、

爾後、若し近遙ちんぎやうなりとも敢えて先に嘗めず。

と曰い、然る後、乃ち解く。此れ自り白衣、褌しん服ふくし、敢て欺罔せず。今、東岳中に一井有り。俗に遙ちんぎやう乃井なひせいと云うは是れなり。

弩禮王崩ずるに及び、光虎帝の中元六年丁巳六月を以て、乃ち王位に登る。昔是れ吾が家なるを以て、他人の家を取る。故に因みて昔氏を姓とす。或いは云う、

鵠の櫃を開くに因み、故に鳥の字を去りて、昔氏を姓とす。櫃を解き卵より脱して生まる。故に因みて脱解と名づく。

と。位に在ること二十三年にして、建初四年己卯、崩じ、疏川丘の中に葬る。後、神の詔有り、

慎んで我が骨を埋葬せよ。

と。其の髑髏、周り三尺二寸、身骨の長さ九尺七寸なり。齒は凝して一つの如く、骨節、皆連瑣す。所謂天下無敵の力士の骨なり。碎きて塑像を爲り、闕内に安ず。神、又報じて云う、

我が骨、東岳に置け。

と。故に之に安んぜしむ。(一)に云う、「崩じて後、二十七世文虎王の代、調露二年庚辰三月十五日辛酉の夜、夢に太宗に見う。老人の、貌甚だ威猛なる有りて曰く、『我は是れ脱解なり。我が骨を疏川の丘より抜き、塑像を工含山に安ぜよ』と。王、其の言に従う。故に今に至るも國祀絶えず。即ち東岳神なり」と云う。)

〔口語訳〕

第四代王の脱解王

脱解齒叱今(吐解尼師今とも書く)は、南解王の時に(古本に脱解が壬寅年にやって来たというのは、誤りである。壬寅年のうちで「脱解王代に」近いものは弩礼王の即位後に当たり、「その時に脱解が来たならば、弩礼と」王位を譲りあうはずがない。それ以前の壬寅年は赫居世の時代である。だから壬寅年は誤りであることがわかる)、駕洛国の海上に船がやって来て停泊した。その国の首露王は、臣民とともに太鼓を打ち鳴らして迎え、これを留まらせようとした。ところが船は、飛ぶようにして走り去り、雞林の東、下西知村の阿珍浦(今も上西知・下西知村の名がある)についた。その時、海岸に一人の老女で、名前を阿珍義先という者がいた。それは赫居世王の海尺の母であった。老女はその様子を眺めて、

この海にはもともと岩はない。それなのにどうして鵠が集まると言っているのだろうか。

鳴いているのだろうか。 言った。そこで船を出してこれを見に行くと、鵠は一艘の船の上に集まっており、船の中には長さが二十尺、幅が十三尺の櫃が一つあった。そこでその船を引き上げて、ある樹林のもとに置いた。しかし「櫃を見つけたことが」不吉なことかおめでたいことなのかまだ判らなかつたので、天に向かつて誓うばかりであった。ほどなくして櫃を開けて見ると、端正な男の子がいた。また七宝や奴婢がその中に満載されていた。もてなすこと七日目にして、男の子は、

私は、もと龍城国人です(または正明国とも言い、あるいは琡夏国とも言う。琡夏はあるいは花廈国とも書く。龍城は倭の東北千里の所にある)。我が国にはかつて二十八の龍王がいました。人の胎内から生まれ出て、五歳・六歳で王位を継ぎ、万民を教え導き、その性質を正して来ました。そして国には八品の姓骨があります。しかしながら人はそれによって分かち選ばれることなく、皆高い位に登ります。時に私の父である王の含達婆は、積女国王の娘を娶って妃としましたが、永いこと子供ができませんでした。そこで祈禱して男の子を求めたところ、七年後に一つの大きな卵を産みました。そこで大王は群臣を集めて尋ねたのですが、

人間でありながら卵を生んだことは、これまでであったためしがない。おそらく吉祥ではあるまい。

とし、櫃を作って私を入れ、七宝や奴婢を一緒に船に載せて海に浮かべたのです。そして、

有縁の地に行き着くに任せ、国を立て一家を成せ。

と祈りました。すると、赤龍が現れて船を護り、ここに着いたのです。

と言った。言い終わると、その子は杖をつき、二人の奴を従えて吐含山に登り、山の上に石の塚を作った。そこに七日の間留まり、住居とすべき土地を見つげようと城の中を眺めていると、とある峯が三日月の形をしており、幾久しく変わることのない地勢であるのを見つけた。そして山を下りて尋ねていくと、そこは瓠公の家であつた。そこで計略をめぐらせて、密かに砥石と炭をその家の傍らに埋めておいた。朝早く、男の子は瓠公の家の門に来て、

ここは私の先祖代々の家です。

と言った。瓠公は、

そんなことはない。

と答えた。決着はつかず、役人に訴えることになった。役人は男の子に、どのようにしてこれがおまえの家であることを証明するのか。

と聞いた。すると男の子は、

私のところはおもと鍛冶屋でした。しばらく隣郷に出かけていたところ、人が取って住んでしまったのです。地面を掘って調べてください。

と答えた。言つたとおりにすると、本当に砥石と炭が出てきた。そこで瓠公の家を取り上げて住んだのである。そのころ南解王は脱解が智者であることを知り、長女を娶らせた。これが阿尼夫人である。ある日、吐解は東岳に登つた。帰る途中で、召使いに水を探させて飲もうとした。

召使いは水を汲んで帰る途中、先に一口飲んで差し上げようとしたところ、その杯が口から取れなくなってしまった。そこで脱解は召使いを叱責した。召使いは誓つて、

これからは、かりに〔井戸までの道が〕近くても遠くても、先に水を飲むようなことはいいたしません。

と言つと、ようやく口から取れた。これ以後召使いはおそれ従い、あえて騙すことはなかつた。今、東岳の山中に一つの井戸がある。一般に遙乃井と言つているのがこれである。

弩礼王が崩ずると、光虎帝の中元二(五七)年丁巳六月に王位に登つた。王は、昔はこれは私の家であつた、といつて他人の家を取つた。そこでそれに因んで昔氏を姓とした。あるいは、

鵠が積を開けたのに因んで、鳥の字を取つて昔氏を姓とした。積を解き、卵を脱して生まれた。だからそれに因んで脱解と名付けた。

とも言う。二十三年間王位にあつたが、建初四(七九)年己卯に崩じ、疏川の丘の中に葬つた。後になつて、

慎んで我が骨を埋葬せよ。

という神のお告げがあつた。その頭の骨は周りが三尺二寸あり、体の骨の長さは九尺七寸であつた。齒は固まって一つのようにであり、骨の関節も皆連なつていた。いわゆる天下無敵の力士の骨であつた。その骨を碎いて塑像を作り、宮中に安置した。神のお告げがまたあり、

我が骨を東岳に置け。

と報せてきた。そこで東岳に安置させた。(一説には、「脱解の崩後、二十七世にあたる文虎王代の調露二(六八〇)年庚辰三月十五日辛酉の夜、

王の夢に太宗が現れた。その時、容貌の大変いかめしく猛々しい老人がいて、『我こそは脱解である。我が骨を疏川の丘から取り出し、塑像を土含山に安置せよ』と言った。王はその言葉に従った。それで今だに（吐含山での）国祀が絶えないのである。それがすなわち東岳神である』という。）

〔註〕

(1) 【第四代王の脱解王】 第四代王の脱解王は新羅昔氏王の祖であり、本条は昔氏の始祖伝承に当たる。対応する記事が『三国史記』卷一・新羅本紀一・脱解尼師今即位紀にあり、その原文は次の通りである。

脱解尼師今立（一云吐解）。時年六十二。姓昔。妃阿孝夫人。脱解本多婆那國所生也。其國在倭國東北一千里。初其國王娶女國王女爲妻。有娠、七年乃生大卵。王曰、人而生卵、不祥也。宜棄之。其女不忍、以帛裹卵并寶物、置於積中、浮於海、任其所往。初至金官國海邊、金官人怪之不取。又至辰韓阿珍浦口。是始祖赫居世在位三十九年也。時海邊老母、以繩引繫海岸、開積見之、有一小兒在焉。其母取養之。及壯、身長九尺、風神秀朗、智識過人。或曰、此兒不知姓氏。初積來時、有一鵲飛鳴而隨之。宜省鵲字、以昔爲氏。又解韁積而出。宜名脱解。脱解始以漁釣爲業、供養其母、未嘗有懈色。母謂曰、汝非常人、骨相殊異。宜從學以立功名。於是專精學問、兼知地理。望楊山下瓠公宅、以爲吉地、設詭計以取而居之。其地後爲月城。至南解王五年、聞其賢、以其女妻之。至七年、登庸爲大輔、委以政事。儒理將死曰、先王顧命曰、吾死後無論子婿、以年長且賢者繼位。是以寡人先立。今也宜傳其位焉。

脱解は後文にあるとおり吐解とも書かれるが、その原義については、脱（訓 pas）と吐（訓 pat）が対訳で、脱解・吐解ともに新羅人が神聖視した吐含山に因んだ名とする説（前掲恭作「新羅王の世次と其の名につきて」『前掲恭作著作集』下、京都大学文学部国語学国文学研究室、一九七四年）、昔脱・昔吐が旧基のことで、解は人名接尾辞、あわせて昔脱解・昔吐解で旧都の長を意味したとする説（梁柱東『増訂古歌研究』釈注十二・彗星歌、一潮閣、ソウル、一九六五年）などがある。

(2) 【齒叱今】 新羅の王号。次の尼師今に同じ。詳細は本書卷一・第二南解王条・註10参照。

(3) 【尼師今】 新羅の王号。詳細は本書卷一・第二南解王条・註10参照。

(4) 【南解王】 新羅第二代の王。詳細は本書卷一・第二南解王条参照。

(5) 【壬寅年】 脱解王即位以前の壬寅年は、弩礼王一九（四二）年と赫居世王三九（前一九）年であり、南解王代にはない。そのため本条は古本が伝える壬寅年説を誤りとするが、『三国史記』は脱解の新羅漂着を「始祖赫居世在位三十九年」とし、古本同様に壬寅年説を取っている（註1参照）。

(6) 【弩礼王】 新羅第三代の王。詳細は本書卷一・第三弩礼王条参照。

(7) 【王位を譲りあう】 弩礼と脱解が王位を譲り合った故事については、本書卷一・第三弩礼王条および『三国史記』卷一・新羅本紀一・儒理尼師今即位紀参照。

(8) 【赫居世】 新羅の始祖王。本書卷一・新羅始祖赫居世王条参照。

(9) 【駕洛国】 朝鮮半島南部洛東江流域に展開した古代加羅諸国の一つ。現慶尚南道金海。金官国（『三国史記』）、任那加羅（『広開土王碑文』）、南加羅（『日本書紀』）などとも呼ばれる。前身は三世紀の狗邪国（『三国志』魏書・韓伝）で、四〜五世紀には加羅諸国の盟主的地位を獲得するが、五三二年、新羅によって

減ぼされる。詳細は本書卷二・駕洛国記条参照。

- (10) 【首露王】 駕洛国の始祖王。後漢光武帝建武一八(四二)年三月に亀旨峰に降臨したと伝えられる。『駕洛国記』には王位を窺った脱解と術比べをする話が見える。詳細は本書卷二・駕洛国記条参照。

- (11) 【雞林】 新羅のこと。『三国史記』卷一・新羅本紀一・脱解尼師今九年条には、金氏の始祖閔智を得た始林を雞林と改め、国号としたとある。また本書卷一・新羅始祖赫居世王条は、始祖が雞井から生まれたので雞林国と称したとする説を伝えている。

- (12) 【下西知村の阿珍浦】 下西知村は東海岸地域で、現在の慶州市陽南面下西里に比定される(本書卷一・新羅始祖赫居世王条・註32参照)。阿珍浦については、『新增東国輿地勝覽』卷二一・慶州府・古跡条がその名を伝えるが、位置は不明。下西里付近の海岸であろう。

- (13) 【海尺】 海尺は、海運や漁業などに従事する者をさすと思われるが、詳細は不明。類似の職掌に海官(本書卷二・万波息笛条)があるが、本条では官ではなく尺とある。新羅の場合、尺字の用例は伊尺浪(第二等)、阿尺干(第六等)などの官位名に見えるほか、特定の技能を有する職掌に広く用いられていた。すなわち『三国史記』の樂志・職官志には、筋尺・舞尺・琴尺・歌尺(樂工名)、食尺典(官署名)、木尺・鉤尺・大尺(官職名)、漢山州弓尺・河西州弓尺(軍団名)、火尺(軍官名)の用例が散見され、金石文にも、匠尺・文尺・書尺(「南山新城碑」、五九一年)、斧尺(「永川菁堤碑」、七九八年)がある。これら某尺の表記はいずれも字義によってその職掌が示されており、本条の海尺を理解する上で参考になる。これになぞらえれば海尺はさしずめ海の技能者ということになり、赫居世王の海尺とあることからみて、海運や漁業などを通じて王

権に奉仕する職掌を想定したものであろう。

- (14) 【龍城国】 不明。『三国史記』は脱解を多婆那国の出身としており、所伝を異にしている(註1参照)。

- (15) 【正明国・琺夏国・花廈国】 いずれも不明。琺夏国・花廈国を脱解の出身地とするのは、本書の王曆や卷二・駕洛国記条にも見える。

- (16) 【八品の姓骨】 八品とは八階層のことであり、姓骨はある種の血縁集団や血族的まとまりを指す。したがって八品の姓骨で、八つの血縁的身分階層を意味する。新羅には骨品制という血縁的身分制があり、それになぞらえたものである。骨品制は聖骨・真骨の骨階層と、六頭品・五頭品・四頭品などの頭品階層からなっていた。聖骨の実在には懐疑的な意見もあり、三頭品も史料的に確認できないが、聖骨一頭品をあわせれば八階層となる。

- (17) 【含達婆】 『三国史記』は王の名を伝えず、含達婆は本書だけの所伝である(註1参照)。本書卷五・融天師慧星歌・真平王代条の郷歌には「乾達婆」が見え、その名を借りたとも考えられる。乾達婆は乾闥婆神のことで、八部衆の一人、天衆神を意味する。

- (18) 【積女国】 不明。『三国史記』は「女國」の女を娶ったとする(註1参照)。

- (19) 【吐含山】 現在の吐含山のこと。慶州市東南に位置し、麓に仏国寺、山頂付近には石窟庵がある。『三国史記』卷三二・祭祀志・中祀に「五岳。東は吐含山(大城郡なり)、南は地理山(菁州なり)、西は雞籠山(熊川州なり)、北は大伯山(奈巴郡なり)、中は父岳(二に公山と云う。押督郡なり)なり」とあるように、新羅五岳の一つとして国家的祭祀の対象となっていた。また『新增東国輿地勝覽』卷二一・慶尚道・慶州府・山川条には、「吐含山(府の東三十里に在り。新羅、東嶽と称し、中祀と為す)」とあり、東嶽とも称されていたことがわかる。

(20) 【とある峯が三日月の形をしており】三日月の形をした峯というのは、その形状からみて慶州市内の月城を指すのであろう。対応する『三国史記』の記事では、脱解が楊山下の狐公の家を取って住み、後にその地が月城になったとある（註1参照）。

(21) 【狐公】狐公について、『三国史記』は「狐公は未だ其の族姓を詳らかにせず。本、倭人なり。初め、狐を以て腰に繫け、海を渡りて来る。故に狐公と称す」と記し、もと倭人であったとする（巻一・新羅本紀一・始祖赫居世居西千三八〔前二〇〕年条）。また脱解即位後は、大輔となって王を補佐し（同書・脱解尼師今二〔五八〕年条）、始林に金氏の始祖である金閼智を得たという（同・九〔六五〕年条および本書巻一・金閼智・脱解王代条）。

(22) 【阿尼夫人】本書王暦・第四脱解尼叱今は阿老夫人とする。また『三国史記』巻一・新羅本紀一・脱解尼師今即位紀には、阿老夫人とある（註1参照）。阿尼・阿老・阿孝いずれが正しいか即断はできないが、阿老がもとの名であったとすれば、それは始祖赫居世王妃閼英・娥利英、および第二代南解王妃阿妻の対訳である（末松保和「新羅上古世系考」『末松保和朝鮮史著作集1 新羅の政治と社会・上』吉川弘文館、一九九五年）。なお阿老の名は、慈悲王の母（本書王暦・第二十慈悲麻立干）や南解王の妹（『三国史記』卷三十一・祭祀志）としても見える。

(23) 【東岳】吐含山のこと。註19参照。

(24) 【光武帝の中元二（五七）年丁巳六月】光武帝は後漢の光武帝のこと。虎は高麗第二代惠宗の諱・武を避けたもの。中元は光武帝代の年号で、二年で終わっている。原文は中元六年丁巳とするが、六年は本来あり得ない年次である。仮に六年まで数えたものとしても、その年は辛酉であって丁巳ではない。脱解の

即位年については、本書王暦が丁巳とし、『三国史記』卷二九・年表（上）も中元二年丁巳とする。したがって原文の六年は二年の誤りであろう。ここでは中元二年丁巳すなわち五七年として訳出した。なお『三国史記』巻一・儒理尼師今三四（五七）年条では、儒理の死亡を一〇月としているが、それならば脱解の即位も一〇月以降となり、本条の六月とは齟齬を来すことになる。

(25) 【建初四（七九）年己卯】建初は後漢の章帝代の年号。脱解の死亡年については、『三国史記』卷二九・年表（上）は建初五（八〇）年庚辰としており、本条とは一年の差がある。

(26) 【疏川の丘の中に葬った】脱解の葬地について、本書王暦では「末□疏井丘」とあり、『三国史記』巻一・新羅本紀一・脱解尼師今二四（八〇）年条には「城北壤井丘」とある。これら疏川・疏井・壤井の現在地は不明であるが、慶州市東川洞の小金剛山南麓に脱解王陵と伝えられる古墳がある（史蹟一七四）。

(27) 【文虎王】新羅第三〇代文武王のこと。虎は高麗第二代惠宗の諱・武を避けたもの。

(28) 【調露】唐の高宗代の年号。

(29) 【太宗】新羅第二九代武烈王のこと。

(30) 【土含山】原文には工含山とあるが、工は土の誤写または誤刻であろう。ここでは土含山と訳出した。土含山は吐含山のことである。

（文責木村誠）

金闕智 脱解王代

〔原文〕

金闕智 脱解王代

永平三年庚申（一云中元六年、誤矣。中元盡二年而已）八月四日、瓠公夜行月城西里、見大光明於始林中（一作鳩林）。有紫雲從天垂地。雲中有黃金櫝^①掛於樹枝、光自櫝出。亦有白雞鳴於樹下。以狀聞於王、駕幸其林。開櫝、有童男臥而即起。如赫居世之故事。故因其言、以闕智名之。闕智即鄉言小兒之稱也。抱載還闕。鳥獸相隨、喜躍踴躍。王擇吉日、册位太子、後讓於婆娑、不即王位。因金櫝而出、乃姓金氏。闕智生熱漢、漢生阿都、都生首留、留生郁部、部生俱道（一作仇刀）、道生未鄒、鄒即王位。新羅金氏自闕智始。

①【櫝】底本は横（へびのき）につくるが、それでは意味をなさない。『三国史記』には横（はこ）とあるので、横を横に誤ったものと思われる（口語訳註1参照）。以下、同じ。

②【王】底本は土につくる。

③【於】底本は故につくる。

〔読み下し文〕

金闕智 脱解王代

永平三年庚申（一に中元六年と云うは、誤りなり。中元は二年を盡すのみ）八月四日、瓠公、夜、月城西里に行きて、大いなる光明を始林中（一に鳩林に作る）に見る。紫雲の天より地に垂る有り。雲中には

黄金の櫝の樹枝に掛る有りて、光は櫝より出づ。亦た白雞の樹下に鳴く有り。狀を以て王に聞するに、其の林に駕幸す。櫝を開くに、童男の臥して即ち起つ有り。赫居世の故事の如きなり。故に其の言に因みて、闕智を以て之に名づく。闕智は即ち郷言にて小兒の稱なり。抱載して闕に還る。鳥獸相い隨い、喜躍踴躍たり。王、吉日を擇び、太子に册位せるも、後、婆娑に讓りて、王位に即かず。金櫝よりして出づるに因みて、乃ち金氏を姓とす。闕智、熱漢を生み、漢、阿都を生み、都、首留を生み、留、郁部を生み、部、俱道（一に仇刀に作る）を生み、道、未鄒を生み、鄒、王位に即く。新羅の金氏は闕智より生まれり。

〔口語訳〕

金闕智 脱解王代

永平三（六〇）年庚申（一説に中元六（六一）年というのは、誤りである。中元は二年だけで終わっている）八月四日、瓠公は夜に、月城西の里に行き、大きく輝く光を始林の中（あるいは鳩林とも書く）に見た。そこには紫の雲が天から地に垂れ下がっていた。雲の中には黄金の櫝が樹の枝に掛かっている、光はその櫝から出ている。また白い雞が樹の下で鳴いていた。瓠公がその様子を王に報告すると、王はその林に出駕した。櫝を開けてみると、男の子が横になってすぐに立ち上がった。さながら赫居世の故事のようであった。そこで「赫居世が初めて口にしたという」言葉に因んで、その子を闕智と名づけた。闕智というのは新羅の言葉で小兒という意味である。王は闕智を抱きかかえ車に乗せて宮城に帰った。鳥や獸たちが付き従い、喜び踊っていた。王は吉日を

選んで閼智を太子の位に立てたが、後に閼智はその位を婆娑に譲り、王位に即かなかつた。金の横から出てきたことに因んで、姓を金氏とした。閼智の子が執漢⁽⁹⁾であり、執漢の子が阿都であり、阿都の子が首留⁽¹⁰⁾であり、首留の子が郁部であり、郁部の子が俱道（あるいは仇刀とも書く）であり、俱道の子が未鄒であり、未鄒が新羅の王位に即いた。新羅の金氏は閼智より始まったのである。

〔註〕

(1) 【金閼智 脱解王代】金閼智は新羅金氏王の祖であり、本条は金氏の始祖伝承に当たる。対応する記事が『三国史記』巻一・新羅本紀一・脱解尼師今九（六一）年条にあり、参考までにその原文を掲げれば次の通りである。

春三月。王夜聞金城西始林樹間有鷄鳴聲。暹明遣瓠公視之。有金色小櫛掛樹枝、白雞鳴於其下。瓠公還告。王使人取櫛聞之、有小男兒在其中。姿容奇偉。上喜謂左右曰、此豈非天遣我以令胤乎。乃收養之。及長、聰明多智略。乃名閼智。以其出於金櫛、姓金氏。改始林名雜林、因以爲國號。

始祖名閼智の原義については、閼は「卵」を意味し卵生に関する言葉とする説（宮崎道三郎「阿利那礼河と新羅の議會」『宮崎先生法制史論纂』一九二九年）、閼は「穀物」・「皮穀を脱して現れたもの」の義で、智は尊称語尾、したがって閼智は穀霊を意味するという説（三品彰英『古代祭政と穀霊信仰』平凡社、一九七三年）、閼には「知る」・「開く」という意味があるので、⁹王の尊崇は結局創造神の尊崇にほかならないとする説（末松保和「新羅上古世系考」『末松保和朝鮮史著作集1 新羅の政治と社会・上』吉川弘文館、一九九五年）などがある。

(2) 【永平三（六〇）年庚申】永平は後漢の明帝代の年号。金閼智の生誕年については、この永平三（六〇）年のほか、割注には一説として中元六（六一）年説のあることが紹介され、『三国史記』では脱解尼師今九（六五）年条に掲げられており（註1参照）、一致しない。

(3) 【中元六年】中元は後漢の光武帝代の年号であり、二年で終わっている。

(4) 【瓠公】本書巻一・第四脱解王条・註21参照。

(5) 【月城】新羅の王宮。『三国史記』巻一・新羅本紀一・婆娑尼師今二（一一〇）

一）年条に、「春二月、城を築きて月城と名づく。秋七月、王、月城に移居す」

とあり、同・巻三四・地理志一にも「婆娑王二十二年、金城の東南に城を築き、月城と号す。或いは在城とも号す。周、一千二十三歩なり」とある。その後、

同・巻三・新羅本紀三・慈悲麻立干一八（四七五）年条に「春正月、王、明活城に移居す」とあって一時明活城に王宮が移ったことを伝え、同・炤知麻立干一〇（四八八）年条に再び「春正月、王、月城に移居す」とある。婆娑王代の築城をそのまま史実とすることはできないが、早くから月城が王の居城として機能していたことは間違いないであろう。慶州市仁旺洞に月城址があり、城壁が遺存する（史蹟一六）。付近からは「在城」銘の瓦が発見されており、近年の発掘調査では城壁を巡る堀が確認された。

(6) 【始林】『三国史記』では始林を雜林と改め、国号にしたとある（註1参照）。

『新增東国輿地勝覽』巻二一・慶尚道・慶州府・古跡条には、「始林（府の南四里に在り）」とみえ、その伝承地が現在も月城の北、慶州市校洞にある（史蹟一九）。

(7) 【赫居世の故事】赫居世の故事とは、新羅の始祖である赫居世王生誕時の事情を指す。本書巻一・新羅始祖赫居世王条参照。

(8) 【赫居世が初めて口にしたという】言葉【ここでいう言葉とは、生誕に際して赫居世が自らを閔智居西干と称したことを指す。本書巻一・新羅始祖赫居世王条に、「位は號して居瑟那と曰う（或いは居西干に作る。初め口を開きし時、自ら稱して閔智居西干と云いて一たび起つ。其の言に因りてこれを稱す。自後、王者の尊稱と爲す）」とある。

(9) 【熱漢】熱漢は、『三国史記』卷二・新羅本紀二・味鄒尼師今即位紀には勢漢とある。また金石文では、「文武王陵碑」（六八一年）・「広照寺真澈大師宝月乘空塔碑」（九三七年）が星漢、「毗嘑庵真空大師普法塔碑」（九三九年）が聖韓と表記する。ただし金石文の場合は星漢・聖漢が金氏の始祖とされており、閔智を金氏の始祖とする本条とは伝承を異にする。その原義については、熱（焼く）「あぶる」・星ともにその訓で火・光 *Pyre* を表し、新羅始祖赫居世の赫（弗矩に通じるとする説がある（前掲恭作「新羅王の世次と其の名につきて」『前掲恭作著作集』下、京都大学文学部国語学国文学研究室、一九七四年、末松保和「新羅上古世系考」前掲）。なお熱漢以下未鄒までの系譜については、『三国史記』未鄒尼師今即位紀にもほぼ同様の記述があるが、文字に異同がある。参考までに両者を比較すれば次の通りである。

（本条） 閔智—熱漢—阿都—首留—郁部—俱道（仇刀）—未鄒
（史記） 閔智—勢漢—阿道—首留—郁甫—仇道—味鄒

（文責木村誠）